

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成23年(2011年)10月16日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】貸金業者であるYがその完全子会社Aの顧客Xとの間でAX間の取引をYX間の取引に切り替える趣旨で金銭消費貸借取引に係る基本契約を締結したということは,AのXに対する過払金等返還債務を含む全ての債務をYが引き受ける旨合意したと解されるとした事例(平成23年9月30日最高裁)

【2】酪農家の原告が飼育していた牛が,建設工事の騒音により,衰弱死したなどとして,工事業者と発注元の県に損害賠償等を請求した事案。牛の習性にも着目した騒音対策が必要だったとして業者,県に連帯して賠償金の支払いを命じた(平成23年2月10日仙台高裁)

【3】土地所有者Yから土地賃借人A(根抵当権設定者・債務者)に対する土地賃貸借契約解除の意思表示を理由に売却許可決定を取り消されたXが,Aに代位してYに対し当該土地に賃借権を有することの確認を求めた事案。Xの代位権(Aに対する抵当不動産の維持・保全請求権)を認めた(平成23年8月10日東京高裁)

【4】旧陸軍が国の命令で建設した地下壕が崩れその上にあった建物に被害が発生したのは国の管理等に瑕疵があったからと主張し損害賠償を請求した事案。国はその使用・管理を放棄したとしても占有者としての責任を免れないとして本訴請求を一部認容(平成22年11月29日東京地裁立川支部)

【5】婚姻して長男XをもうけたAがYと交際を始めて同居,YはAの世話をし,Aの事業の一部を手伝っていたがその後Aは交通事故死した。Aの相続人XはAとYが自宅として使っていた建物の明け渡し等を求めたところXの主張は権利の濫用とされた事例(平成23年2月25日名古屋地裁)

【6】メインバンクの媒介で銅のコモディティ・スワップ契約を締結したXが,同契約が公序良俗に反しXの債務が不存在であることの確認を求め,銀行がその優越的地位を利用して契約締結を執拗に勧誘したとして損害賠償を求めたが,いずれの主張も退けられた(平成23年6月9日東京地裁)

(商事法)

【7】X信用金庫がその借入金A社に対する貸付けについてY銀行との間で締結した保証契約に基づきその保証債務の履行を請求したところ,Yが当該保証契約に定める免責事由があると主張し,一審で免責を認めたが,控訴審で免責を否認し,Xの請求を認容(平成23年5月18日東京高裁)

(知的財産)

【8】原告が部分意匠(「呼吸マスク」が立体的で状態によって意匠が変化する)の登録出願をしたが拒絶査定を受け,その不服審判請求が成り立たないとする審決がされたため当該審決の取消を求めた案件。願書・その添付資料から認定できる事項以外の事項を考慮すべきではないとして,原告の請求を棄却(平成22年7月7日知財高裁)

【9】Xが発明の名称「X線の撮影装置」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について特許庁が同請求は成り立たないとした審決の取消を求めたところ,引用発明・周知技術からは相違点にかかる構造を想到するのが容易とは認められないとして,審決を取り消した事例(平成22年8月4日知財高裁)

【10】拒絶査定不服審判の請求不成立の審決について,引用発明から容易に想到できるとの判断は誤りであるとして,審決を取り消した事例(平成23年9月28日知財高裁)

【11】我が国と未承認国家である北朝鮮との間に多数国間条約であるPCTに基づく権利義務は生じないから,北朝鮮に在住する同国国民であるAらによって行われた,指定国に我が国を含む本件国際出願は特許法上の根拠を欠く不適法な手続であるとして,手続却下処分取消請求が棄却された事例(平成23年9月15日東京地裁)

(民事手続)

【12】債権差押命令の申立における差押債権の特定は、速やかにかつ確実にその債権を識別することができるものであることを要するとして、大規模な金融機関の全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ては差押債権の特定を欠き不適法と判示(平成23年9月20日最高裁)

【13】弁護士会の綱紀委員会の議事録のうち「重要な発言の要旨」に当たる部分が民訴法220条4号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するとされた事例(平成23年10月11日最高裁)

【14】抵当権設定登記後に成立した不動産に対する商事留置権については民事執行法59条4項の「使用及び収益をしない旨の定めのない質権」と同様に扱い、同条2項の「対抗することができない不動産に係る権利の取得」にあたり抵当権者に対抗できないと解すべきとした(平成23年6月7日大阪高裁)

【15】Yから委託を受け委任事務を処理した代理人弁護士Xが、再生計画認可の決定が確定したYに対し報酬請求権及び費用償還請求権は共益債権としてその支払を求めたが、再生手続開始後の費用償還のみ認め、その余についてYは免責されているとして請求棄却された事例(平成23年2月8日東京地裁)

【16】Xが、Yを被申請者として中国国際経済貿易仲裁委員会に対して行った仲裁申立につき、同委員会がした仲裁判断の執行決定を求めた事案。我が国仲裁法(第8条)の規定に基づき要件を検討の上Xの申立を認容(平成23年3月25日大阪地裁)

【17】銀行が貸付債権を自働債権とし預金債権を受働債権として対当額で相殺をした行為は、民事再生法127条の3第1項による否認の対象とはならないと判示(平成23年4月12日東京地裁)

【18】Y銀行は、A社から約束手形の取立委任を受け、A社の民事再生手続開始決定後に取立て、破産手続に移行した後に、手形取立金をYのAに対する当座貸越債権に弁済充当あるいは相殺をした。破産管財人Xは、商事留置権に基づく弁済充当と見ることは出来ず相殺も無効として返還を求め、Xの請求が容認された(平成23年8月8日東京地裁)

(刑事法)

【19】第1審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の言渡しをした場合でも控訴審において勾留の理由及び必要性が認められるときは被告人を勾留できると判示(平成23年10月5日最高裁)

(公法)

【20】平成16年法律第14号附則27条1項が長期譲渡所得に係る損益通算を認めないとした同法による改正後の租税特別措置法31条の規定をその施行日より前に個人が行う土地等又は建物等の譲渡について適用するものとしていることは憲法84条の趣旨に反しないとされた(平成23年9月22日最高裁)

【21】平成16年法律第14号附則27条1項が長期譲渡所得に係る損益通算を認めないとした同法による改正後の租税特別措置法31条の規定をその施行日より前に個人が行う土地等又は建物等の譲渡について適用するものとしていることは憲法84条の趣旨に反しないとされた(平成23年9月30日最高裁)

【22】エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて製造業の事業者が経済産業局長に提出した報告書に記載された工場単位の各種の燃料等及び電気の使用量等に関する情報が、競争上の地位を害する等の弊害があるとして、情報公開法5条2号イ所定の不開示情報に当たるとされた事例(平成23年10月14日最高裁)

【23】有料老人ホームの運営主体がした確定申告のうち入居者から入居又は入居契約の更新に際して受領する金員の税務処理に誤りがあるとして処分行政庁がした更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分に対する同運営主体の不服を認めなかった事例(平成23年3月30日東京高裁)

【24】拒絶査定不服審判の請求不成立の審決について、補正却下決定の際に拒絶理由通知をしなかったことは違法であるとして審決を取り消した事例(平成23年10月4日知財高裁)

【25】不法入国したX1X2の間に男X3女X4が出生、その後入管法違反で逮捕されX1X2は不法入国、X3X4は不法残留に該当すると東京入管局長により認定されたため異議を申し立てた事案。X3にのみ脳腫瘍を罹患していること等を考慮し裁量権の逸脱を認めた(平成22年1月22日東京地裁)

【26】弁護士が税務業務を行う場合の税理士法に基づく手続を怠っていることに対し国税局が税務職員と弁護士の委任者との相続税に関する協議への同弁護士の立会を拒絶したことにつき弁護士が国に対し慰謝料を請求し、10万円の慰謝料額が相当と認められた事例(平成23年4月22日大阪地裁)

(社会法)

【27】X社が、弁護士Y(Xの元従業員)と締結した委嘱契約は、期間の定めのある労働契約で、これが反復継続して、期間の定めのないものとなっていたが、Xには、客観的に合理的な契約解消理由を有していたと判示し契約の解消を認めた事例(平成21年12月24日東京地裁)

【28】飲食店アルバイトとして労務を提供していたXが同店経営者Yに対し未払時間外手当及びタイムカードに打刻された労働時間のうち未払い賃金の各支払い等を求めた事案。Xはタイムカードの打刻どおりに労務提供していたと

して差額賃金の支払いを認めた(平成22年4月7日東京地裁)

【29】Xが店舗内で用いている商品陳列デザインは周知又は著名であるとしてYの商品陳列デザインの使用の差止め等を請求した事案。商品陳列デザインそれ自体は売り場の他の構成要素から切り離されて認識記憶される対象とはいえないとして営業表示該当性を否定(平成22年12月16日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成23年9月30日 最高裁HP

平成23年(受)第516号 不当利得返還請求事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110930144558.pdf>

貸金業者であるYがその完全子会社Aの顧客Xとの間でAX間の取引をYX間の取引に切り替える趣旨で金銭消費貸借取引に係る基本契約を締結するに当たり、AのXに対する過払金等返還債務を含む全ての債務をYが引き受ける旨合意したものと解された事例。

(理由)

Yは、グループ会社のうち国内の消費者金融子会社の再編を目的として、Yの完全子会社であるAの貸金業を廃止し、これをYに移行、集約するために業務提携契約を締結したのであって、同契約における債務引受条項において、YがAの顧客に対する過払金等返還債務を併存的に引き受けることが、また、同周知条項において、Aの顧客である切替顧客に対し、当該切替顧客とAとの間の債権債務に関する紛争については、単に紛争の申出窓口になるにとどまらず、その処理についてもYが全て引き受けることとし、その旨を周知することが、それぞれ定められたものと解される。Yは、業務提携契約を前提として、Aの顧客であったXに対し、本件切替契約がYのグループ会社の再編に伴うものであることや、Aとの取引に係る紛争等の窓口が今後Yになることなどが記載された申込書を示して、Yとの間で本件切替契約を締結することを勧誘しているのであるから、上記勧誘に当たって表示されたYの意思としては、これを合理的に解釈すれば、Xが上記勧誘に応じた場合には、Yが、XとAとの間で生じた債権を全て承継し、債務を全て引き受けることをその内容とするものとみるのが相当である。そして、Xは、上記の意思を表示したYの勧誘に応じ、本件申込書に署名してYに差し入れているのであるから、Xもまた、Aとの間で生じた債権債務をYが全てそのまま承継し、又は引き受けることを前提に、上記勧誘に応じ、本件切替契約を締結したものと解するのが合理的である。

(2) 仙台高判平成23年2月10日 判例タイムズ1352号192頁

平成22年(ネ)第158号 損害賠償請求控訴事件(変更・確定)

市街化調整区域内にある牛舎で酪農等を営むXが、Y1県及びY1県から工業用水の給水のための水路橋布設替工事を受注したY2社に対し、2年にわたる工事の騒音等の発生により、飼育していた牛のうち89頭が騒音等に驚いて暴れ出したり、暴れた牛によって負傷したり、衰弱したりした末、うち68頭が死亡し又は屠殺を余儀なくされたとして、不法行為に基づく損害賠償の請求をした案件において、本件工事により発生した騒音等が受忍限度を超える違法なものであったか否かが争点となった。本判決は、牛については、瞬間の騒音値が高く突発的で衝撃的な機械音に対して、驚いて暴走等の異常行動に出やすい事実が一般的性質として認められることから、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準法による騒音に係る環境基準や、人間の聴覚を前提とした騒音規制法による規制のほか、このような牛の習性にも着目した検討を必要とするとしたうえで、本件工事により発生した騒音の測定結果を検討し、本件工事について、その公共性が高いこと等の工事に関する一切の事情を考慮しても、Xに対する関係では、受忍限度を超える騒音を発生させたもので、違法性が認められると判示し、Y1及びY2に対し連帯して3283万1546円及びその遅延損害金の支払いを命じた。

(3) 東京高判平成23年8月10日 金法1930号108頁

平成23年(ネ)第1180号、第4164号 借地権確認請求控訴事件、同附帯控訴事件(原判決取消・訴え却下・附帯控訴認容)

本件は、土地賃借権付建物に根抵当権の設定を受けたXが、担保不動産競売を申し立て、売却許可の決定がなされたところ、当該土地の所有者であるYから土地賃借人兼根抵当権設定者(兼債務者)であるAに対する土地賃貸借契約解除の意思表示があったことを理由に売却許可決定が取り消されたことから、Yに対し、当該賃貸借契約解除の効力を争い、直接及び債権者代位権に基づきAに代位して、AがYに対し当該土地についての賃借権を有することの確認を求めた事案である。

本判決は、XがYに対し、直接AがYに対し賃借権を有することの確認を求める訴えは確認の利益を欠くとしたが、債権者代位権に基づきAに代位して、AがYに対し賃借権を有することの確認を求める訴えについては、確認の利益を肯定するとともに、Xは、根抵当権に基づき上記建物について競売の申立てをしているところ、賃借人であるAが本件借地権を有しているのにこれを有していない、あるいはその存否が不明であるとされることにより、当該建物の売却価額が適正な価額よりも下落するおそれがある、抵当不動産の交換価値の実現が妨げられているのであるから、抵当不動産の所有者であるAに対して有する抵当不動産を適切に維持又は保存するよう求める請求権を保全するため、Aに代位して、上記借地権の確認を求める請求を行使することができるかと判断した。

(4)東京地立川支部判平成22年11月29日 判例タイムズ1352号205頁

平成17年(ワ)第2677号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

Xらは、日野市三沢所在の土地付中古住宅を購入して居住を開始したが、後に、旧陸軍が国の命令により建設した地下壕が崩れ、建物の地盤が沈下し、敷地に亀裂が生じ、建物が傾くなどの被害が発生したので、国に対し、工作物である地下壕の設置又は管理に瑕疵があったなどと主張し、民法717条1項等に基づき損害賠償を請求した。

これに対し、国は、地下壕は土地の工作物ではない、国は地下壕を占有していない、地下壕の設置、保存に瑕疵はないなどと主張したが、本判決は、地下壕は、人工的な作業により成立したものであるから、土地の工作物に該当し、地下壕は、建設当時国が占有していたものであるから、その使用、管理を放棄したとしても、占有者としての責任を免れることはできず、国は、建設中止後、埋戻し工事などの安全対策を何ら実施しなかったのであるから、国には、地下壕の保存につき瑕疵が認められる、と認定して、国の民法717条1項の責任を肯認し、Xらの本訴請求を一部認容した。

(5)名古屋地判平成23年2月25日 判例時報2118号66頁

平成22年(ワ)第5146号 建物明渡請求事件 棄却(控訴)

訴外Aは昭和50年、訴外Bと婚姻し長男であるXをもうけたが昭和60年ころから訴外Cと法律上の婚姻関係にあるYと交際し同居するようになった。YはAの身の回りの世話をするのみならずAの経営する訴外会社の従業員に食事を食べさせたり弁当を用意したりなどして生活の世話も行ったが、Aは平成21年交通事故により死亡した。そこでAの相続人の1人であるXはAとYが自宅として使用していた建物の共有持分権に基づき、Yに対し建物の明け渡しと賃料相当損害金の支払を求めた。

本判決は、AとYとの間で、A死亡後は当然Yが本件建物を単独で無償使用する旨の合意が黙示に成立していたものと認めるのが相当であるとし、仮に合意が成立していたといえないとしてもXの明渡請求は権利の濫用として許されないとして本訴請求を棄却した。

(6)東京地判平成23年6月9日 金法1931号113頁

平成21年(ワ)第45118号 債務不存在確認等請求事件(請求棄却)

本件は、銅などの非鉄及び鉄金属類の買取り、並びに販売等を業として営むXが、そのメインバンクY2の媒介により、損害保険会社Y1との間で、一定数量の銅の固定価格とロンドン金属取引所における同数量の銅の円建て価格(変動価格)を5年間にわたり毎月交換することを内容とするコモディティ・スワップ契約を締結していたところ、Xが、(a)上記スワップ契約が公序良俗に反するなどの理由で無効である旨主張して、同契約に基づくXの債務が存在しないことを確認を求め、同契約に基づきこれまでに支払った金員の返還を求めるとともに、(b)Xが同契約を締結せざるを得ない状況になったのは、メインバンクであるY2がその優越的地位を利用して、契約締結を執拗に勧誘し、(c)又は、Yらが必要な説明を怠るなどしたためであると主張して、Yらに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

本判決は、(a)本件スワップ契約は、リスクヘッジをすることにその目的の1つがあったものと推認され、Xに何らヘッジすべきリスクがなかったものとは認めがたいとして、公序良俗に反し、無効であるとするのは相当でない、(b)確かに、Xは、Y2からの勧誘を無下には断り難い関係にあったが、X代表者は、自らの相場観を有しており、取引開始日をいつにするかについて積極的に意見を述べるなど、本件スワップ契約に相当の関心を示していたことが窺われるのであって、X代表者において、本件スワップ契約を締結する意思がなかったのに、Y2との関係等を考慮して、これを締結せざるを得なかったとは認め難い、(c)Yらの担当者は、本件スワップ契約を締結するにあたり、資料を示しながら、その契約内容等について一定の説明をし、かつ、Y2の担当者は、本件スワップ契約とほぼ同様の内容を有する先行のスワップ契約についても、複数回にわたって契約内容の説明をしていることに加え、本件スワップ契約の内容自体は比較的単純なものであること、X代表者も、先行スワップ契約や本件スワップ契約に関する説明を受けていた際に、自らの相場観を述べるなどしていたこと、本件スワップ契約締結時には、Xは、先行スワップ契約に基づく取引を現に行っていたことを併せ考慮すると、Yらの担当者に説明義務違反があったために、本件スワップ契約が締結されたとは認め難く、また、先行スワップ契約及び本件スワップ契約における取引数量のほか、Xにリスクヘッジの目的が存在したこと等に照らすと、本件スワップ契約の締結が適合性原則に違反するものであったとも認め難いとして、Xの請求を棄却した。

【商事法】

(7)東京高判平成23年5月18日 金法1931号98頁

平成22年(ネ)第7532号 保証債務請求控訴事件(原判決取消・請求認容)

本件は、X信用金庫が、その借入人A社に対する貸付けについて、Y銀行との間で締結した保証契約に基づき、その保証債務の履行を請求したところ、Y銀行が、当該保証契約に定める免責事由があると主張し、その請求の可否を争った

事案である。具体的には、(a)資金使途違反を理由とする免責の有無、(b)X信用金庫の資金使途管理についての善管注意義務違反を理由とする免責の有無、(c)X信用金庫の事故報告書提出義務違反を理由とする免責の有無が争点となっている。原審は、(a)、(b)の免責事由の存在を認めて、X信用金庫のY銀行に対する保証債務履行請求を棄却した。これに対し、X信用金庫が控訴を提起した。

本判決は、(a)A社が第三者に送金した事実は認められるが、それが本件保証契約上制限される旧債の借換え又は転貸のためになされた事実を認めるに足る証拠はなく、また、「債権者が保証契約に違反したとき」という免責条項が設けられている場合、この「違反した」とは、その通常の用法によれば債務不履行を意味し、仮に、A社が本件融資金の相当額を保証委託申込書に記載した資金使途と異なる資金使途に用いるつもりであったとしても、Xがそのことを把握しておらず、かつ、知り得なかった場合にも免責事由に該当するとするYの主張に合理的根拠はない、(b)「乙(X)は、常に被保証債権の保全に必要な注意をなし、債務履行を困難とする事実を予見し、または認知したときは、遅滞なく甲(Y)に通知し、かつ適当な措置を講じる」旨の約定から、Xが送金手続阻止義務等の義務を負うとするYの主張も失当である、(c)XがA社の「廃業」状態を知っていたことを認めるに足る証拠もないとして、原判決を取り消し、Xの請求を認容した。

【知的財産】

(8)知財高判平成22年7月7日 判例タイムズ1352号229頁

平成22年(行ケ)第10079号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100713112731.pdf>

原告が、部分意匠(物品「呼吸マスク」)の登録出願をしたところ、引用意匠と類似するとして意匠法3条1項3号を根拠に拒絶査定を受け、その不服審判請求が成り立たないとする審決がされたため、当該審決の取消しを求めた案件において、本願意匠が、呼吸マスクの上縁の部分意匠であり、立体的で状態によって意匠が変化する場合は意匠の認定をいかなる方法で行うかが問題となった。本判決は、原告において、不使用時状態、使用直前状態及び装着状態とで、意匠に係る物品の形状が変化するといふのであれば、本来、適宜の必要な図面を加え又は意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成すべきものであるところ、原告は、願書に、折り畳むとフラットな状態になることは記載しているものの、装着状態が願書に添付された図面とは異なるものであることを記載していないし、装着状態の説明もない等の指摘をし、この点、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した写真、ひな形若しくは見本に現された意匠に基づいて定めなければならないとされていること(意匠法24条1項)に照らしても、願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現された事項及びここから認識できる事項以外の事項を考慮して本願意匠を認定し得るとすることは相当でないとし、本願意匠と引用意匠とは類似すると判断して、原告の請求を棄却した。

(9)知財高判平成22年8月4日 判例時報2118号109頁

平成21年(行ケ)第10378号 審決取消請求事件 認容(確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100806145328.pdf>

本件は、Xが発明の名称「X線の撮影装置」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判の請求について特許庁が同請求は成り立たないとした審決の取消を求めたものである。

本判決は、撮影準備完了状態を知らせるため、操作者からよく見える場所にレーザー光を照射するX線撮影装置に関する引用発明に、照射野ランプの点滅等の方法によりX線照射中の状態を視覚的に認識することができるという周知技術を適用しても引用発明及び周知技術からは相違点に係る構造を想到することが容易とは認められずこれと異なる審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した。

(10)知財高判平成23年9月28日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10351号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110928164651.pdf>

拒絶査定不服審判の請求不成立の審決について、容易想到性に関する判断は誤りであるとして、審決を取り消した事案。

発明は、課題を解決するためにされるものであるから、当該発明の「特徴点」を把握するに当たっては、当該発明が目的とした解決課題及び解決方法という観点から、当該発明と主たる引用発明との相違に着目して、的確に把握することは、必要不可欠といえる。その上で、容易想到であるか否かを判断するに当たり、「『主たる引用発明』に『従たる引用発明』や『文献に記載された周知の技術』等を適用することによって、相違点に係る構成に到達することが容易であった」との立証命題が成立するか否かを検証することが必要となるが、その前提として、従たる引用発明等の内容についても、適切に把握することが不可欠となる。もっとも、特定の技術が「周知である」とい

うことは、上記の立証命題の成否に関する判断過程において、特定の文献に記載、開示された技術内容を上位概念化したり、抽象化したりすることを許容することを意味するものではなく、また、特定の文献に開示された周知技術の示す具体的な解決課題及び解決方法を捨象して結論を導くことを、当然に許容することを意味するものでもない。

本件の審決は、「液体不透過性壁の内表面に隣接して吸収材が配置されたシート状部材において、その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置すること(周知事項1)」は、周知例1 5により周知事項であると認定した上で、「してみると、引用例における吸収剤である吸水性ポリマー層に隣接して、液透過性のライナーを配置することは、当業者が容易になし得たことである。」と記載する。確かに、周知例1ないし5には、液透過性のライナーが、吸収材に隣接して配置された技術が記載されている。しかし、そのような技術事項が記載されているからといって、本件において、「引用発明を起点として、上記の技術事項を適用することにより、本願発明の相違点に係る構成に到達することが容易である」との立証命題について、引用発明の内容、本願発明の特徴、相違点の技術的意義、すなわち「液透過性のライナーが、吸収材に隣接して配置された技術」の有する機能、目的ないし解決課題、解決方法等を捨象して、「その吸収材に隣接して液透過性のライナーを配置する」技術一般について、一様に周知であるとして、当然に上記命題が成り立つとの結論を導くことは、妥当を欠く。したがって、引用発明から、容易に想到することができるとした審決の判断には、誤りがある。

(11)東京地判平成23年9月15日 裁判所HP

平成21年(行ウ)第417号 手続却下処分取消請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110926084733.pdf>

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に居住する北朝鮮国籍を有する者が、特許協力条約(PCT)に基づいて行った国際特許出願について、上記出願人から上記発明に係る日本における一切の権利を譲り受けた原告が、日本の特許庁長官に対して国内書面等を提出したところ、特許庁長官から、上記国際出願は日本がPCTの締約国と認めていない北朝鮮の国籍及び住所を有する者によりされたものであることを理由に、上記国内書面等に係る手続の却下処分を受けたことから、被告に対し、同処分の取消しを求める事案。

国家の承認とは、新たに成立した国家に国際法上の主体性を認める一方的行為を意味するものであるところ、我が国の政府は、我が国がこれまで北朝鮮を国家承認しておらず、したがって、我が国と北朝鮮の間には国際法上の主体である国家の間の関係は存在しない、との見解をとっていることが認められる。したがって、我が国が国家として承認していない北朝鮮に在住する、北朝鮮の国民であるAらによって行われた、指定国に我が国を含む本件国際出願によっては、我が国と北朝鮮との間に多数国間条約であるPCTに基づく権利義務は生じず、我が国は、北朝鮮における発明の保護を図るために本件国際出願をPCT上の国際出願として取り扱うべき義務を負うものではないというべきであり、本件国際出願は、特許法184条の3第1項所定の「その国際出願日にされた特許出願とみなす」ことはできず、本件国際出願に関する本件書面は、いずれもその提出の対象がないものであるから、本件手続は、特許法上の根拠を欠く不適法な手続であるといえる、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(12)最三決平成23年9月20日 最高裁HP

平成23年(許)第34号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110926100210.pdf>

1 債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定は、その送達を受けた第三債務者において、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかにかつ確実にその債権を識別することができるものであることを要する。

(理由)

民事執行規則133条2項は、債権差押命令の申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、差押債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないと規定している。そして、債権差押命令は、債務者に対し差押債権の取立てその他の処分を禁止するとともに、第三債務者に対し差押債権の債務者への弁済を禁止することを内容とし(民事執行法145条1項)、その効力は差押命令が第三債務者に送達された時点で直ちに生じ(同条4項)、差押えの競合の有無についてもその時点が基準となる(同法156条2項参照)。

2 大規模な金融機関の全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けをする方式による預貯金債権の差押命令の申立ては差押債権の特定を欠き不適法である。

(理由)

当該申立は、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判

明しないのであるから、当該申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということとはできない。

(13) 最三決平成23年10月11日 裁判所HP

平成23年(行ト)第42号 文書提出命令申立て却下決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111014154946.pdf>

弁護士会の綱紀委員会の議事録のうち「重要な発言の要旨」に当たる部分が民訴法220条4号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するとされた事例。

懲戒処分を受けた弁護士会会員が、懲戒処分が上記の不当な目的で行われたとする主張との関係で、懲戒処分の議事に関する部分及び同議事に関して委員に配布された議案書の開示を求め文書提出命令を申し立てた事案であるが、最高裁は、議事録は専ら内部利用目的で作成されていること、重要な発言の要旨が記載された部分は意思形成過程であること等の理由により、除外事由(4号ニ)を認定した。

(14) 大阪高決平成23年6月7日 金法1931号93頁

平成23年(ラ)第226号 競売手続取消決定に対する執行抗告事件(原決定取消)

Xは、2筆の土地につき、根抵当権の実行としての競売を、そのうち1筆の土地に所在する区分所有建物である2物件につき、抵当権設定後に築造されたとして、民法389条1項に基づく競売を申し立て、競売手続開始が決定された。評価人は、上記2筆の土地をそれぞれ6622万円、296万円、2つの区分所有建物をそれぞれ8877万円、792万円と評価したが、執行裁判所は、執行官の現地調査を踏まえ、上記2つの区分所有建物の建築請負業者であるA社を上記2筆の土地の商事留置権者と認め、評価人に対し、商事留置権の存在を前提とした補充評価を命じ、評価人は、上記2筆の土地を各1万円、2つの区分所有建物をそれぞれ1億0356万円、924万円と評価した。執行裁判所は、この補充評価を前提として、買受可能価額を9025万円、手続費用及びXの債権に優先する債権を9275万6150円と算定し、無剰余通知を發した。そのうえで執行裁判所は、Xが民事執行法63条2項に定める申出及び保証の提供をせず、かつ、同項但書に定める証明をしないとして、競売手続を取り消した。これに対し、Xが、商事留置権の存在を前提とした評価に基づく競売手続取消決定を不服として、執行抗告した。

本決定は、商事留置権の成立自体は認めた上で、本件のように、更地に抵当権の設定を受けて融資しようとする者が、将来建築されるかもしれない建物の請負業者から土地について商事留置権を主張されるかもしれない事態を予測し、その被担保債権額を的確に評価した上融資取引をすることは不可能に近く、このような不安定な前提に立つ担保取引をすべきであるとはいえないから、抵当権設定登記後に成立した不動産に対する商事留置権については、民事執行法59条4項の「使用及び収益をしない旨の定めのない質権」と同様に扱い、同条2項の「対抗することができない不動産に係る権利の取得」にあたるものとして、抵当権者に対抗できないと解するのが相当であるとして、原決定を取り消した。

(15) 東京地判平成23年2月8日 判例タイムズ1353号244頁

平成21年(ワ)第9103号 報酬金請求事件(一部認容・控訴)

本件は、Yから委託を受け委任事務(元従業員の横領等に関する告訴・告発手続等及びAを債務者とする破産手続(債権者申立て))を処理した代理人弁護士Xが、民事再生手続が開始し再生計画認可の決定が確定したYに対し、当該委任事務にかかる準委任契約に基づく報酬請求権及び委任事務処理費用の償還請求権は、民事再生法119条1号、2号又は49条4項により共益債権であると主張し、これらの支払を求めた事案である。本判決は、Xの費用償還請求権のうち再生手続の開始後に発生した部分については、法119条2号により共益債権であると認めてYに対して給付を命じたが、報酬請求権及び上記部分以外の費用償還請求権については、再生債権にあたるものであり、XY間の委任契約が双方未履行双務契約であることは認められるが、事実認定の問題としてYにより履行の請求が行われたものと解することもできないため、法49条4項にもあたらないところ、Yの再生手続については再生計画の認可決定が確定しているから、Yは法178条により免責されていると判断して請求を棄却した。

(16) 大阪地判平成23年3月25日 金法1931号122頁

平成22年(仲)第3号 仲裁判断に基づく執行決定申立事件(申立認容)

本件は、Xが、Yを被申請者として仲裁の申立てをした中国国際経済貿易仲裁委員会第SG2009117号事件につき、同委員会がした仲裁判断の執行決定を求めた事案である。

本決定は、中国国際経済貿易仲裁委員会による仲裁判断の執行については、ニューヨーク条約7条1項および日中貿易協定8条4項に従い、我が国の仲裁法(第8条)の規定に基づき、その要件を判断すべきであるとし、同規定に基づき要件を検討の上、Xの申立てを認容した。

(17)東京地判平成23年4月12日 判例タイムズ1352号245頁

平成22年(ワ)第10550号 否認権行使請求事件(請求棄却・控訴)

Z社が再生手続開始の申立て直前に、Y銀行に開設されていたZ社名義の普通預金口座に15億円の振込をしたところ、Y銀行は、Z社に対する貸付債権(約200億円)を自働債権とし、本件口座の預金債権を受働債権として、対当額で相殺をした。そこで、Z社の監督委員Xが、本件振込について、又は選択的に本件振込及び本件相殺についてこれを一体的に見て、民事再生法127条の3第1項1号又は2号の規定により否認し、Y銀行に対し、15億円及びこれに対する本件振込の日から支払い済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払いを請求した。

本判決は、民事再生法127条の3第1項に規定する「担保の供与又は債務の消滅に関する行為」の意義について、「担保の供与」は担保権者と担保権設定者双方の意思表示の合致による担保権設定契約に基づくものに限定され、「債務の消滅に関する行為」は債務を消滅させる行為に限定されるとして、上記の行為はいずれも否認の対象とならないとして、Xの請求を棄却した。

(18)東京地判平成23年8月8日 金法1930号117頁

平成22年(ワ)第16820号 不当利得返還請求事件(請求認容)

本件は、A社から約束手形の取立委任を受けていたY銀行が、A社の民事再生手続開始決定後に各手形を取り立てた後、民事再生手続が廃止され、破産手続に移行したところ、手形取立金を銀行取引約定に基づき当座貸越債権に弁済充当あるいは相殺したことにつき、A社の破産管財人Xがその可否を争い、手形取立金相当額を不当利得として返還を求めた事案である。争点となったのは、(a)商事留置権に基づく弁済充当の可否、(b)Y銀行による相殺は相殺禁止の例外に当たるかの2点であった。

本判決は、(a)手形取立金の所有権はY銀行に帰属し、「債務者の所有する物又は有価証券」(商法521条本文)に当たらず、Y銀行がA社から預かっていた手形に対して有していた商事留置権は手形取立金には及ばないし、また、Y銀行が手形を取り立てる時点で当該手形について優先弁済権を有する場合でなく、本件充当は商事留置権に基づく弁済充当とみることができないから、破産法100条1項に反し無効である、(b)手続開始後の相殺が禁止されている民事再生法手続において、手続が開始された後に取り立てた手形金について取立受任者が有する返還債務との相殺の期待は合理的な保護に値しないから、Y銀行のA社に対する手形取立金相当額の返還債務は、「前に生じた原因」(破産法71条2項2号)に基づき負担した債務には当たらず無効であるとして、Xの請求を認容した。

【刑事法】

(19)最二決平成23年10月5日 裁判所(総合)HP

平成23年(シ)第376号 勾留の裁判に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111007094042.pdf>

第1審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の言渡しをした場合でも控訴審において勾留の理由及び必要性が認められるときは、被告人を勾留することができる。

(補足)

第1審の無罪判決により勾留状が失効した後、控訴審が被告人を勾留したのは、勾留の要件を欠き違法であるとの弁護側の主張に対し、第1審裁判所が犯罪の証明がないことを理由として無罪の言渡しをした場合であっても、控訴審裁判所は、第1審裁判所の判決の内容、取り分け無罪とした理由及び関係証拠を検討した結果、なお罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、刑訴法345条の趣旨及び控訴審が事後審査審であることを考慮しても、勾留の理由及び必要性が認められるときは、その審理の段階を問わず、被告人を勾留することができるというべきであるとした。

【公法】

(20)最一判平成23年9月22日 裁判所HP

平成21年(行ツ)第73号 通知処分取消請求事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110922144731.pdf>

平成16年法律第14号附則27条1項が、長期譲渡所得に係る損益通算を認めないこととした同法による改正後の租税特別措置法31条の規定をその施行日より前に個人が行う土地等又は建物等の譲渡について適用するものとしていることは、憲法84条の趣旨に反するものとはいえないとされた事例。平成21年(行ツ)第173号参照。

(21) 最二判平成23年9月30日 裁判所HP

平成21年(行ツ)第173号 通知処分取消請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110930143252.pdf>

平成16年法律第14号附則27条1項が、長期譲渡所得に係る損益通算を認めないこととした同法による改正後の租税特別措置法31条の規定をその施行日より前に個人が行う土地等又は建物等の譲渡について適用するものとしていたことは、憲法84条の趣旨に反するものとはいえないとされた事例。

最高裁は、暦年途中の租税法規の変更及びその暦年当初からの適用による課税関係における法的安定への影響が納税者の租税法規上の地位に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかという観点から判断するのが相当と解すべきとした上で、駆け込み売却防止という公益上の要請や、制限されるのが特定の譲渡に係る損失により暦年終了時に損益通算をして租税負担の軽減を図ることを納税者が期待し得る地位にとどまること、上記地位について政策的見地からの否定的評価がされるに至っていたこと、遡及が3か月に過ぎないこと等から、合理的な制約として容認されるべきとした。

(22) 最二決平成23年10月14日 裁判所HP

平成20年(行ヒ)第67号 行政文書不開示処分取消請求事件(破棄自判, 請求の一部棄却・一部却下)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111014112528.pdf>

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて製造業の事業者が経済産業局長に提出した報告書に記載された工場単位の各種の燃料等及び電気の使用量等に関する情報が情報公開法5条2号イ所定の不開示情報に当たるとされた事例。

請求対象となった、各事業者が各工場における燃料等及び電気の使用の状況等に関する事項を記載して中部経済産業局長に提出した平成15年度の各報告書のうちの、一部の工場に係る、燃料等及び電気の使用量等に係る情報について、最高裁は、より抽象度の高い事業所単位のエネルギー起源二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量についてさえ事業者の権利利益に配慮して開示が制限されている実情等に照らし、開示することが競争上の地位を害する等の弊害があると判断した。

(23) 東京高判平成23年3月30日 裁判所(総合)HP

平成22年(行コ)第192号 法人税更正処分取消等請求控訴事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111012113357.pdf>

有料老人ホームの運営主体がした確定申告のうち、入居者から入居又は入居契約の更新に際して受領する金員(「入居一時金」)の税務処理に誤りがあるとして、処分行政庁がした更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分に対する、同運営主体の不服を認めなかった事案

控訴人は、本件終身入居金は賃貸借契約における返還を要しない保証金とは性質を異にするものであると主張する。しかし、本件終身入居金に係る権利の発生原因であり、その権利の内容を定める控訴人と入居者間の各契約の内容等前判示の各点を総合すれば、同法、同規則の上記条項が、法人税法上、本件終身入居金の収益計上時期について想定入居期間基準を採用すべき旨まで定めていると解することはできないし、控訴人が上記のような事業モデルを採用しているとしても、そのことによって上記判断が左右されるものではなく、控訴人が本件終身入居金と賃貸借契約における返還を要しない保証金との違いとして主張するところなど控訴人の他の主張を考慮しても、上記判断を左右するには足りない。

(24) 知財高判平成23年10月4日 裁判所HP

平成22年(行ケ)第10298号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111006132823.pdf>

拒絶査定不服審判の請求不成立の審決について、補正却下決定の際に拒絶理由通知をしなかったことは違法であるとして、審決を取り消した事案。

審査段階と異なり、審判手続では拒絶理由通知がない限り補正の機会がなく(もとより審決取消訴訟においては補正をする余地はない。)、拒絶査定を受けたときは異なり拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決(拒絶審決)を受けたときにはもはや再補正の機会はないので、この点において出願人である審判請求人にとって過酷である。特許法の規定によれば、補正が独立特許要件を欠く場合にも、拒絶理由通知をしなくとも審決に際し補正を却下することができるのであるが、出願人である審判請求人にとって上記過酷な結果が生じることにかんがみれば、特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念を欠くものとして、審判手続を含む特許出願審査手続における適正手続違反があったものとすべき場合もあり得るといえるべきである。

本件においてされた補正却下に関する事情として、(a)本件補正の内容となる構成が補正前の構成に比して大きく限定され、この新たな限定につき現に新たな公知文献を加えてその容易想到性を判断する必要のあるものであ

ったこと、(b)審尋で提示された公知文献はそれまでの拒絶理由通知では提示されていなかったものであること、(c)審尋の結果、原告は具体的に再補正案を示して改めて拒絶理由を通知してほしい旨の意見書を提出したこと、(d)新たに提示された刊行物の記載事項を適用することは是認できないこと、などの事実関係がある。

このような事情にかんがみると、本件においては、審判においても、減縮的に補正された具体的構成に対し、その構成を示す新たな公知技術に基づいて進歩性を否定するについては、この新たな公知技術を根拠に含めて提示する拒絶理由を通知して更なる補正及び意見書の提出の機会を与えるべきであったというべく、この手続を経ることなく行われた審決には瑕疵があり、当該手続上の瑕疵は審決の結論に影響を及ぼすべき違法なものであるから、原告主張の取消事由には理由がある。

(25)東京地判平成22年1月22日 判例タイムズ1353号96頁

平成20年(行ウ)第601号 退去強制令書発付処分取消等請求事件(第1事件)、平成20年(行ウ)第617号 退去強制令書発付処分取消等請求事件(第2事件)、平成20年(行ウ)第618号 退去強制令書発付処分取消等請求事件(第3事件)、平成20年(行ウ)第619号 退去強制令書発付処分取消等請求事件(第4事件)(一部認容・確定)

本件で、平成3年及び同4年にそれぞれ不法入国したX1X2(いずれもペルー共和国の国籍)は本邦で交際を始め、同5年に長男X3、同9年に長女X4が出生し、家族として生活していたが、同19年にX2が入管法違反で逮捕され、X1X2は不法入国、X3X4は不法残留に該当すると認定された。Xらは口頭審理の請求、異議の申出を行ったが、東京入管局長は同申出に理由がない旨の裁決を行い、退去強制令書発付処分を受けたため、同取消等を求めた。本判決は、X1X2については偽造旅券により不法入国し、以後16年以上に渡り不法残留、不法就労をしてきたこと等からその状況は悪質であり上記処分は適法であるとし、長女X4についても、同人には不法残留について帰責事由はなく、日本で生育し日本語を母国語とする者であるものの、11歳と幼く環境の変化に対する順応性や可塑性を十分に有していること等から時間の経過とともにペルーにおける生活環境に慣れ親しむことは可能であるとして、東京入管局長に裁量権の濫用はないとしたが、長男X3については、長女X4と同様に日本で生育していること等に加え、既に中学生(14歳)であり、更に、裁決時に脳腫瘍を罹患しており帰国した場合に適切な治療を受けられない可能性が高いこと等を理由に、裁量権の範囲を逸脱した違法があるとした。

(26)大阪地判平成23年4月22日 判例時報2119号79頁

平成21年(ワ)第17994号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

弁護士が税務業務を行う場合の税理士法に基づく手続を怠っていることに対し、国税局が税務職員と弁護士の委任者(依頼者)との間の相続税に関する協議への同弁護士の立ち会いを拒絶したことにつき、弁護士が国に対し国家賠償法に基づき慰謝料200万円を請求した事案において、過去税理士法に基づく手続がないままに弁護士が国税局担当者との協議・交渉を継続していたこと、その過程の中で新たに担当者となった主査より所定の書面の提出がないために弁護士の同席を認めない旨の電話が弁護士になされ、提出が促されたが弁護士がこれを拒絶したこと、しかしそれまでの交渉では国税局にも委任者にも不都合が生じたということがないことなどの事情から、その交渉の段階で所定の書面の不提出という形式的理由で立ち会いを拒絶したことは職務上の義務に反するもので国賠法上も違法と評価できるとして、10万円の慰謝料額が相当と認められた事例。

【社会法】

(27)東京地判平成21年12月24日 判例タイムズ1353号 111頁

平成21年(ワ)第2808号 地位不存在確認請求事件、平成21年(ワ)第14900号 給与等請求事件(一部認容・本訴、請求棄却(反訴)・控訴)

本件は、X社が、弁護士Yに対し、Yとの間で締結した準委任契約としての委嘱契約又は労働契約が平成21年3月末日に終了したとして、Yが同年4月1日以降、X社において上記契約上の権利を有する地位にないことの確認等を求めたところ、YがX社との間で締結した労働契約に基づき、同年4月以降の給与等の支払い等を求め反訴した事案である。YはX社の元従業員であり、弁護士になった後、同社との間で法律業務を包括的に処理することを内容とする契約を締結していたところ、本判決は、XY間の契約を、期間の定めのある労働契約であると判断した上で、同契約は反復更新され実質的には期間の定めのない契約と変わらない状態で存続していたものであり、X社が行った同契約の終了通知は解雇の意思表示に当たるものと解するのが相当であるから、当該終了通知による契約終了の成否は、解雇に関する法理を類推適用して判断すべきであるとし、Xの主張する契約終了事由は客観的に合理的な契約解消理由になり得るとし、本訴請求を認容し、反訴請求を棄却した。

(28)東京地判平成22年4月7日 判例時報2118号142頁

平成21年(ワ)第21376号 賃金請求事件 一部認容,一部棄却(控訴,控訴後和解)

本件は飲食店を営むYと労働契約を締結してアルバイト店員として労務を提供していたXがYに対し,未払時間外手当及びタイムカードに打刻された労働時間のうち賃金が支払われていない部分の未払い賃金の各支払い等を求めた事案である。

Xは法定労働時間制を前提に割増賃金の支払いを求めたのに対し,Yは半月単位の変形労働時間制を採用しているため割増賃金は発生していないと主張し,またXがタイムカードどおりの労務の提供をしたのにYはそれを下回るシフト表所定の労働時間についての賃金しか支払わなかったとしてXが差額賃金の支払いを求めたため,変形労働時間制の適用があるか否か(争点1),タイムカード記載のとおりの労務を提供したか否か(争点2)が争点となったが,本判決は,争点1については変形労働時間制の適用は認められないとし,争点2についてはYはシフト表どおりの出退勤の管理を指導する一方で,タイムカードを打刻するようにも指導しシフト表と併せてタイムカードによっても出退勤の管理を行っていたからXはタイムカードの打刻どおりに労務提供の開始終了を行っていたと認められるとして差額賃金の支払いを認めた。

(29)大阪地判平成22年12月16日 判例時報2118号120頁

平成21年(ワ)第6755号 不正競争行為差止等請求事件 棄却(控訴)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101227182046.pdf>

本件はベビー・子供用品及び婦人紳士用品の販売等を主たる目的とするXが店舗内でベビー服等の陳列のために用いている商品陳列デザインは,Xの営業表示として周知又は著名であるとして不正競争防止法2条1項1号又は2号に基づきYが用いている商品陳列デザインの使用の差止め及び損害賠償等を請求した事案である。

本判決は,商品陳列デザインそれ自体で売り場の他の構成要素から切り離されて認識記憶される対象とはいえないとして営業表示該当性を否定した。

【紹介済み判例】

東京地判平成22年11月29日 判例タイムズ1352号215頁

平成21年(ワ)第44503号 預金払戻請求事件,平成22年(ワ)第6640号 詐害行為取消反訴請求事件(請求棄却・確定)

法務速報120号18番で紹介済み

最三判平成22年12月7日 金法1931号87頁

平成22年(許)第9号 株式会社価格決定申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101210153607.pdf>

法務速報116号5番で紹介済み

最二判平成22年12月17日 金法1930号98頁

平成21年(行ヒ)第348号 審決取消請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101217113923.pdf>

法務速報117号37番で紹介済み

最一決平成23年2月17日 判例時報2120号6頁

平成21年(オ)第1022号 養子縁組無効確認請求事件,上告却下,不受理

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110526155431.pdf>

法務速報119号18番で紹介済み

最一決平成23年2月17日 判例タイムズ1352号159頁

平成21年(オ)第1022号,平成21年(受)第1194号 養子縁組無効確認請求事件(上告却下,上告不受理)

法務速報119号18番で紹介済み

最三判平成23年2月22日 金法1930号94頁

平成21年(受)第1260号 土地建物共有持分権確認請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110222120159.pdf>

法務速報119号1番で紹介済み

知財高判平成23年3月3日 判例タイムズ1353号 231頁
平成22年(行ケ)第10338号 審決取消請求事件(請求棄却・確定)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110304110715.pdf>

法務速報119号13番で紹介済み

最三判平成23年3月22日 判例時報2118号34頁

平成22年(受)第1238号,第1187号 過払金返還等請求,民訴法260条2項の申立て事件 一部破棄差戻,一部上告却下

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110322113350.pdf>

法務速報120号1番で紹介済み

最二決平成23年4月13日 判例時報2119号32頁

平成22年(ク)第1088号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する特別抗告事件 破棄差戻

法務速報120号25番で紹介済み

最二決平成23年4月13日 判例タイムズ1352号155頁

平成22年(ク)第1088号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する特別抗告事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110418162747.pdf>

法務速報120号25番で紹介済み

最三決平成23年4月19日 判例時報2119号18頁

平成22年(許)第30号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件 抗告棄却(楽天対TBS株式買取価格決定申立事件許可抗告審決定)

法務速報121号17番で紹介済み

最三決平成23年4月19日 判例タイムズ1352号140頁

平成22年(許)第30号 株式買取価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110421110211.pdf>

法務速報121号17番で紹介済み

最二判平成23年4月22日 金法1930号90頁

平成21年(受)第1830号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110422114307.pdf>

法務速報121号1番で紹介済み

最三決平成23年4月26日 判例時報2120号126頁

平成22年(許)第47号 株式買取価格決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件,破棄差戻

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110523084317.pdf>

法務速報121号18番で紹介済み

最三決平成23年4月26日 判例タイムズ1352号135頁

平成22年(許)第47号 株式買取価格決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110523084317.pdf>

法務速報121号18番で紹介済み

最二決平成23年5月18日 判例時報2120号3頁

平成23年(許)第4号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件,破棄自判

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110523160038.pdf>

法務速報122号17番で紹介済み

最二決平成23年5月18日 判例タイムズ1352号152頁

平成23年(許)第4号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110523160038.pdf>

法務速報122号17番で紹介済み

最二決平成23年5月30日 判例タイムズ1352号152頁

平成23年(許)第13号 分離移送決定に対する抗告棄却決定等に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110602154317.pdf>

法務速報122号18番で紹介済み

最一決平成23年6月6日 判例タイムズ1353号92頁

平成21年(あ)第375号 証券取引法違反被告事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110608110039.pdf>

法務速報122号9番で紹介済み

最三判平成23年6月7日 判例タイムズ1352号123頁

平成21年(行ヒ)第91号 一級建築士免許取消処分等取消請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110607135658.pdf>

法務速報123号25番で紹介済み

2. 平成23年(2011年)10月16日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 178 1

国会法の一部を改正する法律

・・・東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について,東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員の推薦等のため,国会に両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くこと等を定めた法律

・衆法 178 2

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法

・・・東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因等の調査,被害軽減のため講ずべき施策の検討等のため,国会に東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くこと等を定めた法律

3.10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

内田貴 著 ちくま新書 237頁 798円
民法改正 契約のルールが百年ぶりに変わる・・・

判例タイムズ社 203頁 2,999円
別冊判例タイムズ33 過払金返還請求訴訟の実務

東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会 編 商事法務 266頁 2,940円
暴力団排除と企業対応の実務

日本評論社 168頁 1,600円
法律時報2011年10号(通巻1039号)83巻11号
特集・非訟事件手続法・家事事件手続法の制定

鈴木克昌/峯岸健太郎/久保田修平/根本敏光/前谷香介/田井中克之/宮田俊 著 商事法務 526頁 6,720円
エクイティ・ファイナンスの理論と実務

十市崇/中村慎二/花水 康/甲斐淑浩/渋谷武宏/星知矩 著 商事法務 260頁 3,360円
金融商品取引法違反への実務対応 虚偽記載・インサイダー取引を中心として

八田進二 監修/一般社団法人日本公認不正検査士協会 編 同文館 230頁 1,890円
企業不正対応の実務Q&A

4.10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

山口厚 著 成文堂 340頁 2,625円
基本判例に学ぶ 刑法各論

浅井隆 著 労働開発研究会 230頁 2,730円
戦略的な就業規則改定への実務 労働条件の不利益変更にあたる場合の見直し方法

労務行政研究所 編 労務行政 653頁 4,900円
労働法実務Q&A全800問(上)人事・労務管理・・・

労務行政研究所 編 労務行政 606頁 4,600円
労働法実務Q&A全800問(下)賃金・労働管理

原子力損害賠償実務研究会 編 民事研究会 336頁 3,360円
東弁協叢書 原子力損害賠償の実務

宮崎直己 著 大成出版社 296頁 2,940円
農地法読本

5. 発刊書籍の解説

- ・民法改正 契約のルールが百年ぶりに変わる

民法改正について,法律家以外の方が読んでも分かるように書かれている。

なぜ民法を改正する必要があるのか,どのように改正されるべきなのか,改正によりどのように日常生活に影響があるのかなどが論じられている。

- ・労働法実務Q&A全800問(上)人事・労務管理

上巻では,就業規則,退職 解雇 ,労災,契約社員などの人事労務管理上の問題点22項目について,質問とその答えが掲載されている。上下合わせて全800問について解説されており,労働問題とそれに対する解決方法を網羅的に学ぶことができる。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。